

千葉県特別支援学校清掃検定について

1. 目的

- (1) 日々の清掃や校内検定に取り組む幼児児童生徒の意欲の向上に資する。
- (2) 校内清掃検定で1級を取得した幼児児童生徒を対象に県清掃検定審査員が審査し、その評価を主催者が認定する。

2. 検定種目及び課題

- (1) 床清掃（自在ぼうき使用）
- (2) 窓清掃（スクイジー使用）
 - ・検定の制限時間は、床清掃6分、窓清掃8分とする。
 - ・検定で使用する道具等は、『千葉県特別支援学校清掃検定マニュアル第2版』及び「千葉県特別支援学校 県清掃検定細目」に準じて、主催者が用意する。

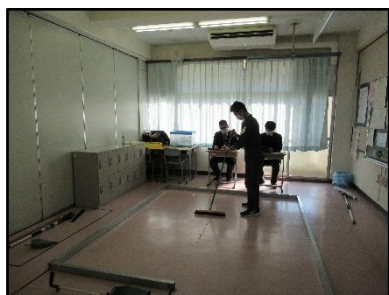
3. 検定方法

「千葉県特別支援学校県清掃検定細目」に準じて実施し、『千葉県特別支援学校清掃検定マニュアル第2版』12～14ページの校内検定評価表、県清掃検定評価表（案）に基づいて県清掃検定審査員が評価・助言を行い、認定証を渡す。

4. 受検者及び受検種目

- (1) 千葉県内特別支援学校の幼稚部、小学部、中学部及び高等部（本科）に在籍する幼児児童生徒のうち、校内清掃検定で各検定種目の1級を取得し、当該校長が推薦する者。
- (2) 1校あたり各種目2名以内、受検種目は一人一種目のみとする。

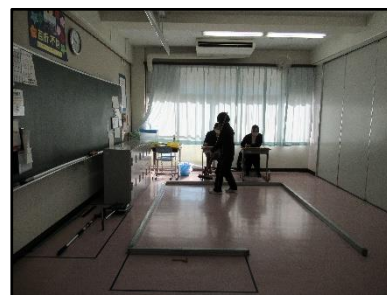
5. 清掃検定の様子



床清掃 1



床清掃 2



床清掃 3



窓清掃 1



窓清掃 2



控え場所(体育館)